

5 G サービス – ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
第1章～第13章（略） 料金表（略） 別表1～別表7（略） 附 則（令和8年8月9日渉外 000600000299-01 号） （実施期日） 1 この附則は、令和8年8月8日から実施します。 （料金の支払いに関する経過措置） 2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった5 Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （特例5 G等の提供に関する経過措置） 3 5 G契約又は5 Ghome でんわ契約の申込みを請求する者（令和8年熊本地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）であって、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及びその契約申込みの内容を確認するための書類（以下この附則において「確認書類」といいます。）の提示が困難と当社が認めたときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から令和9年1月31日までの間に限り、第8条（一般契約申込の方法）及び第23条の3（5 Ghome でんわ契約申込の方法）の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。 （1）その申込みをする者が個人であるとき。 （2）料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。 4 前項の規定により契約を締結した5 G（以下この附則において「特例5 G」といいます。）又は5 Ghome でんわ（以下この附則において「特例5 Ghome でんわ」といいます。）の提供条件は、次のとおりとします。 （1）第15条（一般契約に係る名義変更）及び第23条の11（その他の提供条件）に規定する名義変更を請求することはできません。 （2）特例5 G又は特例5 Ghome でんわ（以下この附則において「特例5 G等」といいます。）に係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例5 G等をその一括請求先とすることはできません。 （3）特例5 Gに係る契約（以下この附則において「特例5 G契約」といいます。）の解除と同時に新たにX i サービス契約約款に規定するX i 契約若しくはX i ユビキタス契約又はワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するワイドスターⅢ契約の申込みをすることはできません。 （4）第81条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求を行うことはできません。 （5）(1)から(4)以外の提供条件は、特例5 Gについては改正後の規定における5 Gの場合に、特例5 Ghome でんわについては改正後の規定における5 Ghome でんわの場合に、それぞれ準ずるものとします。 5 特例5 G契約又は特例5 Ghome でんわに係る契約（以下この附則において「特例5 G等契約」といいます。）を締結している者（以下この附則において「特例5 G等契約者」といいます。）は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属5 Gサービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例5 G等契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、特例5 G契約は改正後の規定により当社と締結した5 G契約へ、特例5 Ghome でんわに係る契約は改正後の規定により当社と締結した5 Ghome でんわ契約へ、それぞれ移行したものとみなします。 6 当社は、令和9年2月28日までの間において、特例5 G等契約者から確認書類の提示がなかったときは、その5 Gサービスの利用を停止することがあります。 7 当社は、前項の規定により5 Gサービスの利用を停止された特例5 G等契約者が、令和9年3月22日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例5 G等契約を解除することがあります。	第1章～第13章（略） 料金表（略） 別表1～別表7（略）

X i サービス契約の一部改正

[改 正]	[現 行]
第1章～第14章（略） 料金表（略） 別表1～別表7（略） 附 則（令和8年8月9日渉外 000600000299-01 号） （実施期日） 1 この附則は、令和8年8月8日から実施します。 （料金の支払いに関する経過措置） 2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならないX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （特例X i の提供に関する経過措置） 3 X i 契約の申込みを請求する者（令和8年熊本地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）であって、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及びその契約申込みの内容を確認するための書類（以下この附則において「確認書類」といいます。）の提示が困難と当社が認めたときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から令和9年1月 31 日までの間に限り、第8条（一般契約申込の方法）の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。 (1) その申込みをする者が個人であるとき。 (2) 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。 4 前項の規定により契約を締結したX i （以下この附則において「特例X i 」といいます。）の提供条件は、次のとおりとします。 (1) 第 14 条（一般契約に係る名義変更）に規定する名義変更を請求することはできません。 (2) 特例X i に係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例X i をその一括請求先とすることはできません。 (3) 特例X i に係る契約（以下この附則において「特例X i 契約」といいます。）の解除と同時に新たにX i コピキタス契約、5 Gサービス契約約款に規定する5 G契約又はワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するワイドスターⅢ契約の申込みをすることはできません。 (4) 第 81 条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求を行うことはできません。 (5) (1)から(4)以外の提供条件は、特例X i については改正後の規定におけるX i の場合に準ずるものとします。 5 特例X i 契約を締結している者（以下この附則において「特例X i 契約者」といいます。）は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属X i サービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例X i 契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、改正後の規定により当社と締結したX i 契約へ移行したものとみなします。 6 当社は、令和9年2月 28 日までの間において、特例X i 契約者から確認書類の提示がなかったときは、そのX i サービスの利用を停止することがあります。 7 当社は、前項の規定によりX i サービスの利用を停止された特例X i 契約者が、令和9年3月 22 日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例X i 契約を解除することがあります。	第1章～第14章（略） 料金表（略） 別表1～別表7（略）

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
附 則（令和 8 年 8 月 9 日 渉外 000600000299-01 号） （実施期日） 1 この附則は、令和 8 年 8 月 8 日から実施します。 （料金の支払いに関する経過措置） 2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （料金明細内訳書の発行等に関する経過措置） 3 X i サービス契約約款附則（令和 8 年 8 月 9 日 渉外 000600000299-01 号）に規定する特例 X i 契約者又は 5 G サービス契約約款附則（令和 8 年 8 月 9 日 渉外 000600000299-01 号）に規定する特例 5 G 等契約者が、この附則実施の日から令和 9 年 3 月 22 日までの間に、音声利用 I P 通信網サービスを締結したときは、その音声利用 I P 通信網サービス契約について、第 72 条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通信料金明細内訳の閲覧に係る請求を行うことができません。	